

假名遣ひの問題

—桑原武夫氏の所説について—

倉野憲司

るやうになつたことは、時の流れによるものとはいへ、假名遣ひや漢字の問題を、便乗的強制から国民一般の自由討議にまで引き戻したといふ意味において、却つて民主的になつたと言へるのであつて、日本国民の一人としてよろこびに堪へない次第である。私は昭和二十二年七月二十八日付けの「名古屋タイムズ」紙に、「現代かなづかいについて」と題する批判の一文を掲げたが、その冒頭に述べたところは次ぎの通りである。

現代かなづかいが公文書や新聞等に実行されてから早くも数ヶ月の月日が流れたが、最近その批判が主として雑誌の上にあらわれはじめたことは注目すべき現象である。「象徴」第三号における津田左右吉博士の論説や「文学」五月号における諸家の意見等その主なるものであろう。

申すまでもなく国語や国字はその国の思想文化の基盤をなすものであり、従つて国語の書き表し方の改定ということは、その十分戦はせる術も機会も乏しかつたのである。それが今日のやうに、雑誌等において比較的自由に賛否両論を戦はせることが出来

国民にとつて極めて重要な問題と言わねばならない。憲法の改正にも比すべき重大問題と言つても過言ではあるまい。従つて新憲法がその制定から実施までの間に半年の期間を設けたと同様に、現代かなづかいも少くとも半年位の余裕を置いて、国民に十分な批判検討の機会を与えて欲しかつた。そうしたならば、理論的にも実際的にも無理のない解決に達し得たであらうにと、今更ながら残念でならない。（後の参考のために印刷された通りに記す）

以つて如何に国民を無視した抜き打ち的実施であり、独善的、一方的押しつけであつたかが知られるであらう。しかしその後これに対する批判が全く行はれなかつたわけではない。「文芸春秋」誌上に発表された故美濃部達吉博士の批判や沢瀉久孝博士の諸論考の如きは、その中でも出色のものと言へるであらう。

二

私は見られる通り、歴史的仮名遣ひを用ひて居り、仮名遣ひ改定に対しても、或意味で保守的立場に立つてゐるものである。（或意味でといふのは、字音仮名遣ひの改定は是とするが、国語仮名遣ひの改定は非とするといふ意味である）。しかし国語・国字の問題は、わが国思想文化の重大問題であるから、仮名遣ひ改定問題の如きも、白日の下に心おきなく賛否両論を戦はせて、国民の審判を待つていづれかに決すべきものであることは言ふまでもあるまい。この意味において「文芸春秋」が、本年二月号に小泉信三博士の「日本語」、次いで四月号に桑原武夫氏のこれに対

する駁論「みんなの日本語」を載せたことや、「明日香路」一月号が仮名遣ひ問題を特輯して諸家の賛否両論を掲げたことなどは、まことに結構な企てと言はねばならない。

ところで小泉博士の所説は同感の至りであつて、私の言はんとするところは殆ど尽くされてゐるやうに思はれるが、これに対する桑原氏の所説には、一理はあるけれども、疑問とする点、承服しがたい点などを幾つか含んでゐるので、それらの点について卒直に専見を述べて、同氏の高教を仰ぎたいと思ふのである。要是國語・国字問題の正しい解決に資せんがためであつて、徒らに反対せんがための反対でないことをお断りして置く。

三

まづ氏は、日本ほど義務教育が普及して、いはゆる文盲の率が極めて低い国で、読み書きの能力が甚だ乏しいといふことは驚くべきことであると言ひ、その原因は、日本語の表記法がむつかしあらうが、どんな点がどのやうにむつかしあらうが、どんだけ過ぎることにあると断じて居られるが、その「むつかし過ぎる」といふことが、実は問題なのである。日本語の表記法がむつかしあらうが、どんだけ過ぎるといふ以上は、当然諸外国語の表記法と比較してのことであらうが、どんな点がどのやうにむつかしあらうが、どんだけ過ぎるかといふことを、具体的に解明されない限り、氏の説は客觀性を持ち得ないと思ふ。尤も『bをp、dをtと發音するようなことがあつても、けつきよく表記法のやさしいドイツ語と「てふてふ」などというむつかしい日本語』と言つて居られるから、ドイツ語の綴り字法に対して日本語の仮名遣ひの方がむつかしいと考へられてゐるこ

「ただしこれは確かに、これでも何故むつかしいかは不明である。のみならず、「bをp、dをtと發音するようなことがありても」「けいきよへやくし」とイッ語」と讀はれるあたりに、一般大衆の「まかされ易い言葉の魔術が潛んでゐるのであって、das Land のdをトとtのやうに發音し、er liebt のbをpとpに發音するのも、「には」（庭）の「は」をワと發音し、「かふ」（賈ふ）の「ふ」をウと發音すると、どんに難易の差があるであらうか。結局、ドイツ語の綴りも日本の仮名遣ひも、文字は必ずしも忠実に發音を代表してゐないとふ点において同様であり、そこに少しも難易の差を認めることが出来ない。しかむ田本語は単数でも複数でも「には」一つでよいが、ドイツ語は die Länderとなつて、綴りも違へば、發音も違ひ、且つ又ウムラウムと讀ふ厄介なものゆつけば、冠詞までも違つて来る。どつちがむつかしいかは、公平に物を考ぐる人なら直ぐにわかることである。氏は「てあてふ」などいふむつかしい日本語と讀はれるが、night, Knight, see, sea, through, Fräulein, während, heute, Schüler, Tochter, brauchen, Ochsなどと「てあてふ」などいふむつかしい難易の差があらやぬのか。蘇は、日本語では「てあてふ」と讀む、英語では butterfly と讀む、ドイツ語では der Schmetterling と讀くところが妙めりがあるだけであつて、もう覚えるより外に途のないこととは三者共通である。にも拘らず、「てあてふ」などいふむつかしい日本語と、日本語の仮名遣ひだけを特にむつかしいものとされてゐるのは、どう考へてみても合點の行かないことである。況んやソシユールが、

書の不都合は、算へ上げれば際限がない。最も厄介なことの一つは、同一音に対し、記号が多数にあることである。*ž*を示すに、フランス語は *j, g, ge* (*joli, geler, geai*) をもつてし、*z*には *z* & *s*; *s*には *s, c, ç* 及び *t* (*nation*), *ss* (*chasser*), *sc* (*acquiescer*), *sq* (*acquiesçant*), *x* (*dix*); *k*には *c, qu, k, ch, cc, cqu* (*acquérir*) をもつてする。逆にまた、いくたの音価が同一の記号で書き表はされる：かくて *t* は *t* ないし *s* を示し、*g* は *g* ないし *ž* を示す等。

は必ずしも忠実に発音を代表してゐないといふ点において同様であり、そこに少しも難易の差を認めることが出来ない。しかるに本語は单数でも複数でも「には」一つでよいが、ドイツ語は **die Länder** となつて、綴りも違へば、発音も違ひ、且つ又ウムラウトと書ふ厄介なものゆつければ、冠詞までも違つて来る。どうちがむつかしいかは、公平に物を考へる人なら直ぐにわかることである。此は「ハタモト」などいふわつかしい日本語と書はれるが、night, Knight, see, sea, through, Fräulein, während,

なほ「間接書法」をあげたい。ドイツ語で Zettel, Teller, etc. の中には二重子音は一つもないにも拘らず, tt, ll の如く書くのは、全く先行母音が短音且つ閉音であることを示すために外ならない。英語が先行の母音を延長すべく語末に黙字の e を加へるもの、やはりこの種の変則である; made (med と発音する) と mad (mæd と発音する) とを比較せよ。この e は、實際は唯一個の音節に係はあるものであるが、眼には第二の音節を作つてみせる。〔小林英夫氏訳“言語学原論”改訳新版、

と述べてゐるのを一読すれば、日本語の仮名遣ひが歐米語の綴り字法よりはむつかしいとは何としても言へない筈である。

いつたい仮名遣ひの問題を論ずる人で、仮名遣ひの意義なり本質なりを十分心得て論議してゐる人は、比較的少ないやうに見受けられる。一口に仮名遣ひと言つても、それは(1)字音仮名遣ひと、(2)国語仮名遣ひの二つに分かれてゐて、両者が著しく性質を異にしてゐるといふことを知つてゐる人は存外少ないやうであ

る。

言ふまでもなく、字音は中国における漢字の読み方を習ひ伝へたもので、漢字が表はす中国語の音である。従つて「字音仮名遣ひ」は、言はば外来語の「音」を書き表はした仮名による表音符号ともいふべきもので、「語」には係はりのないものであつて、

漢字と字音仮名遣ひとの関係は、歐米語における正書法 (orthography) とその発音を表はす万国音標文字 (international phonetic alphabet) との関係に相似である。即ち漢字と正書法とは共に「語」を表はし、字音仮名遣ひと万国音標文字とはその「音」を示してゐるのである。かやうに字音仮名遣ひは、意字たる漢字があつて始めて存在するものであり、漢字を本体としてこれに従属するものである。それは單に漢字の「音」を表はすのみで「語」をあらはすものではないから、その「音」を覚えてしまへば、漢字の蔭に隠れてしまふものである。むしろあまりに隠れ易いので、多くの人がこれを覚えてゐるのは当然のことと言はねばならない。(桑原氏がむつかしいと言はれた「てあてゑ」は、他ならぬこの字音仮名遣ひなのである)。字音仮名遣ひが右に述べたやうに、本来表音符号的なものであるとすれば、これを今日の發音に基づいて改めるには十分の理由がある。例へば、「てふ」(蝶、縫)、「てう」(朝、調)、「ちやう」(長、町)、「ちよう」(徵、寵)は、中國における原音が違つてゐたから、このやうにそれぞれ仮名を使ひ分けたであらうが、今日ではいつれも「チヨー」と發音してゐる。そこで仮りにこの四種の書き表はし方を現代音に基づいて「ちゅう」の一種に統一したとしても、

やしたる支障はない筈である。それな violin (violin) をヴァイオリンと書かずにバイオリン、team (team) をティームと書かずにチーム、form (form) をフォームと書かずにホームと書いても差し支へないと同然である。

四

然るに國語仮名遣ひは、字音仮名遣ひとは甚だ性質の異なるものであつて、後者が「音」を表はすものであるに対し、前者は「語」を表はすものである。元來仮名遣ひといふのは、仮名の遣ひ方といふ意味であるが、韻葉の音とこれを写す仮名とが正しく一致してゐて、その書き方が一定し、それ以外の書き方が無い場合には、どんな仮名を遣ふかなどといふ疑問の起る余地はないのであるが、假名の遣ひ方、即ち仮名遣ひは問題とならない。ところが違つた仮名が同じ音に發音されて、同じ音に対しても二つ以上の書き方がある場合、例へば、イに対して「い」「ゐ」「わ」、オに対して「お」「を」「ほ」、エに対して「え」「ゑ」「く」といふ書き方がある場合、又は同じ仮名に二つ以上の音がある場合、例へば、「は」に対しても「ハ」と「ハ」、アに対しても「エ」と「ウ」の二音があるやうな場合、更に又、「馬」や「梅」の語頭音のやうに、これを「ウ」と書いても「ム」と書いても、實際の發音に正しくあたらないやうな場合に、この場合にどの仮名を遣ふかが問題となり、こゝに始めて仮名遣ひの問題が起るのであって、その他の場合は仮名の用法は問題とされないのであるから、仮名遣ひといふのは、その語義から言けば仮名の遣ひ方といふことであるが、

実際上は、我が身の場合は假名の用法でなく、その用法が正體
となる場合のみ問題のものである。従つて「めぬ」(書)、

「ぬる」(讀)、「めら」(讀)などは假名遣の問題となるが、「ふる」
(丑)、「めか」(未)、「ぬひれか」(螺)などは假名遣とは全然
無関係である。だから國語假名遣では、總絆た日本語の「ぐる」
は假名による讀方ではない。その他の「船」も讀めただけで、
あるいは假名や「くわ」である。(總本進士博士集第三類所取

「假名遣りのこト」參照)。これが歐米語の繋りだは、歴史古仮
名遣から同様に、過去の發音を代表してゐる。発音の變遷の結果
、文字と発音との間に長一致を来たし、文字は發音を忠実に表さ
ないながら、我が國の假名遣りが、一般の語と區分される
に、この方がよほど簡単である點である。この点が國

の假名遣りよりは細かい點で區別されるのである。

ついで

第一に、言語は間断なく進化するが、書は不動になりがちで
ある。その結果、書法はその表記すべきものに対応しなくな
る。ある時代には迂闊の合った記写法も、一世紀もたてばきつ
と不合理になる。ある時期の間は、發音の變化に調子を合せて
書写記号を変更してはみるが、とど断念してしまふ。フランス
語の *oi* が、さういふ目に遭つた。

かう發音した： かう書いた：

11世紀には……1. *rei*, *lei* *rei*, *lei*.

13世紀には……2. *roi*, *loi* *roi*, *loi*.

14世紀には……3. *roè*, *loè* *roi*, *loi*.

19世紀には……4. *rwa*, *lwa* *roi*, *loi*.

即ち第二期までは、發音上に生じた變化を考に入れて来た；
國語史の一宿次が書法史のそれに対応してゐる。ところが14世
紀以後は、言語が進化を続けてゆくのに、書は腰を据ゑて動か
なくなつた。その時以来、言語と正書法との食違ひは、ますま
すひどくなつていつた。

かうした例は数限りなく挙げることができよう。例へばなぜ
mè, *fè* と發音するものを、*mais*, *fait* と書くのか。フランス
語で *c* はなぜしばしば *s* の価値を有するのか。それは我々
が、もはや存在理由のない書法を保存してゐるからである。 (小林氏訳、前掲書、41—42頁)

めぐらへぬ事いふ。

我々は二通りの讀方をする。新しい語、或は未知の語である
と、一字一字母で讀む；が、普通熟知の語は、一目みて分り
、それを組立ててゐる文字を一々みてはゐない；その語の映像
は表意文字の価値を得るのである。ここにおいて伝統的正書法
がその權利を回復することが出来る：*tant* と *temps* を —
et と *est* と *ait* を — *du* と *dù* を — *il devait* と *ils
devaient* を、等、書分けるのは有利である。我々はただ、慣
用の書が、余りの不合理を免れてゐるのを見たいと希ふだけで
ある；言語教授の上で、音声学的字母が後に立ちえはしても、
その使用を一般化することは、慎まねばならぬ。(同上、50頁)
ふゞへル一々せ

それゆゑ、書の欺瞞的性質を認めたからとて、直ちに以て、真先になすべき仕事が、正書法を改革することであると思ふのは、誤である。（同上、51頁）

と断じてゐる。然るに森原氏は、重ねていうが、人々がいま守ろうとする歴史的かなづかいは一千年前の口に合せたものであり、それはイギリスならアングロ・サクソン語、フランスなら「ロランの歌」の時代の言葉にあたる。そのころ「醉」は *wefu* と発音されたにして、*you* という今日それを「ゑふ」と書けといふのはむりなのである。「女」にしても、これを「おんな」といふのは伝統破壊だといふ人もあるが、平安中期以前は *wonna* といったとしても、以後は *onna* であり、中世五百年間は實際「おんな」と書いていたのであつた。スイス派言語学の第一人者ソシールの教えるとおり、国語を守るといふことと古い正字法を守ることは区別しなければならない。

と述べて居られるが、これでは仮名遣ひの意義も、スペリングの性質も全く認識して居られないばかりでなく、せつかく助勢を頼まれたソシールの学説もよく読んで居られないといふ外はなく、恣意的な発言と見られても致し方あるまい。氏は、専ら金田一京助博士執筆の「現代かなづかいの意義」によつて述べて居られるやうであるが、「日本語は奈良時代には五十音でなくおよそ六十二音あつて」などと言つて居られる。いつたい平安時代以後、いつ國語が五十音。音韻を持つてゐたであらうか。いろは歌は周知のやうに四十七音、それより前、平安朝初期の「あめつち」は

四十八音（ア行のエとヤ行のエを区別してゐる）であるが、寡聞にして五十の音韻があつたことを知らない。按ふに氏は「五十音図」と五十の音韻とを混同されたのではあるまいか。五十音図にはヤ行のイ、ワ行のウの如き、古代國語にはなかつた音が作為的に加へてあるから、これを差し引けば四十八音となる。（この事は金田一博士も指摘して居られる）それを「五十音」などと言はれては、心ある人は眉をひそめるであらう。又仮名遣ひの歴史についても、『平安朝に入ると、その音はしだいに単純化して來た。藤原定家の定めたかなづかいは、そうした「時代の口に合わせて」きめた、当時の新かなづかいだつたのである。』と言はれてゐるが、定家の定めた仮名遣ひは、「当時の新かなづかい」ではなく、これによつてはじめて仮名遣ひといふ事が起つたので、これを整理統一することを始めて企てた人が定家なのである。しかも定家が定めたのは、「をお、いゐひ、えゑへ」の三類八種の仮名遣ひであつて、「時代の口に合わせて」きめたのではなく、「見ニ旧草子ニ」見之二したのである。（アクセントによつて仮名を書き分けたとする説もあるが、まだ学界の定説とはなつてゐない。）つまり古い歌集や物語り類の古写本の仮名遣ひを基準として定めたらしいから、一種の歴史的仮名遣ひである。さうして定家仮名遣ひ（行阿の「仮名文字遣」を含めて）の不備を改め誤りを正して定められたのが、契沖の歴史的仮名遣ひである。契沖の根本精神は、仮名による「語」の表記を何等かの根拠に基づいて統一しようとしたことにあり、彼れは上代諸文献中の

語の仮名遣ひに一定の条理の存することを発見した結果、上代古

典を引証して仮名遣ひを定め、これを規範としたのである。つまり仮名による国語の表記の浮動を一定することが主であつて、上代文献はその根拠を示すものとして意義が認められたのである。

以上縷説したことによつて、歴史的仮名遣ひの性質は、ほど明らかになつたことと思はれる。それは歐米語における綴りと同様に、実際の発音とは喰ひ違つてゐるけれども、語の浮動を一定するものであり、その存在の必然性は、先に引用したソシュールの言説を熟読玩味すれば、自ら領かれるであらうし、英米独仏等の文明諸国が依然としてその正書法を改めない事実に照らしても察知されるであらう。英米仏独等の諸国がその正書法を公的に改めないのは、もし表音的に改めると文字言語に大混乱を招來するからであるが、わが國のみどうして先走つて仮名遣ひを表音的に改めなければならない必要があるかが、私にはどうしても呑み込めないのである。スペリングも仮名遣ひも、簡単な原則によつて綴れたり書けたりするものではない。丸暗記以外に方法はないのであるが、(この事は金田一博士も前掲書で認められてゐる。)西洋諸国民が一所懸命に綴りを暗記してゐるのに、わが國民だけ暗記は御免だといふのは、あまりにだらしがなさ過ぎる。外国语の綴りは一心不乱に覚えるのに、自國語の仮名遣ひはどうでもよい、なるべくイージー・ゴーイングにではお話にならない。だいたい何かの原則によれば仮名遣ひが出来ると考へる、その考へ方 자체が根本から間違つてゐるのである。

五

以上によつて歴史的仮名遣ひが、歐米語の綴りに比してやさしいとは言へるにしても、決してむつかし過ぎるものでないといふことが、ほど了解されたであらう。それにも拘らず、日本人の正書法に対する書き能力が甚だ低いといふ原因は、いつたい何であらうか。その一は、前に指摘した仮名遣ひに対する根本的な思ひ違ひにあり、その二は、日本人の自國語及びその表記法に対する無関心・無自覺にあると思はれる。

まづ第一のことについて述べると、仮名遣ひが西洋の綴りと同様に、仮名を綴り合はせて一定の「語」の形を示したものであるといふことが忘れられた結果、一定の語の正書法は閑却され、「いろは」や五十音図さへ教へて置けば、どんな語でも自由に書けるといふ誤った考への下に、国語教育が長い間行はれてゐたのはなかつたか。例へば、カウ(買ふ)といふ語は「かふ」と書くのが正しいと教へて置いて、皆さんカウといふ語を平仮名で書いてごらんなさいと言へば、自然に「かふ」と書くやうになること、恰もナイト(夜)の綴りはnightだと覚えるのと同然である。然るに「あいうえお」「かきくけこ」「はひふへほ」等々だけを教へて置いて(しかも「ふ」にフとウとオの音があることなどは教へないで)、「かふ」の語が出て来た場合、児童にこれは何と読みますかと聞いたら、カウとは讀まずにカフと讀むのは当然である。つまり從来の国語教育では語の仮名による正書法が閑却されてゐたので、多くの日本人が正確に仮名が遣へず、最高学府を出ても仮名遣ひに誤りが多いといふ痛ましい結果を招來したので

ある。もしも国語教育が、外国語教育のやうに、各語の綴りを正

確に覚えさせることを実行してゐたならば、日本人の書写能力はずつと高い筈である。しかも今一つの原因是、国語及びその表記法に対する日本人一般の無反省・無自覺である。国語の愛護といふことは、一語一字の誤りに対してもこれを慎しむといふことが根本であるが、日本語がどんなに乱れようと、それをどんなに気儘に書かうと、一向お構ひなしでどうでもよいといふ氣風は以前からあつた。(今日はその混乱無統制の最も甚だしい時代であらう。)これが第一の原因と絡み合つて、日本人の読み書きの能力を甚だしく低下せしめたのである。

桑原氏は「歴史的かなづかいは、それをすでに知つている人々にはやさしく思われ、それを覚えようとしないのは怠慢と見えるかも知れない。しかしそれは極めてむつかしいのである。」と言はれてゐるが、歴史的仮名遣ひが欧米語の綴りに比して決してむつかしいものでないことは前述の通りであり、欧米語の綴りは如何にむつかしくとも正確に覚えようとするのに、国語の仮名遣ひは覚えようとしないのは、確かに怠慢であり、国語表記法の軽視と言はれても致し方あるまい。さうして氏は、文芸春秋昭和二十六年三月号を引き合ひに出されて、その執筆者の用ひてゐる仮名遣ひは新旧相半ばするが、その誤りを或国語学者が調べた表を見ると、歴史派の方には誤用が多いのに対し、現代派には極めて少ないと言つて居られる。しかし氏の見方が如何に皮相的であるかは、次ぎに引用する沢柳大五郎氏の一文を読めば、自ら明らかであらう。(「明日香路」第五卷第一号所載「仮名遣ひに就い

て」)

わたくし自身も小さな新聞などにものを書いて、編輯者は好意で原文のままと指定して呉れたのでせうが、植字はいい加減で校正も見せては呉れず、活字になつたものは旧仮名新仮名入りまじりで而も最後には御丁寧に(原文のまま)などと印刷してあつて、泣くにも泣けない情ない気持になつたことが度々あります。一方新仮名の方はといへば、どこの新聞社でも出版社でも専門の編輯者が「現代かなづかい便覧」といふやうなものを座右に置いて一々原稿に手を入れてゐるのが実情です。わたくしの知合ひの編輯者に聞いた範囲では新仮名を間違ひなく書いて来る著者は殆どゐないといふことです。現在活字になつてゐる新仮名文章のうち果して何%が筆者自ら書いた通りであるかといふ調査の方が余程有意義だと思はれます。そして新仮名に賛成し自ら新仮名を書く人達の原稿にどのくらい間違ひがあるかを調べることこそ新仮名を実施した人々の為すべき為事であらうと思ひます。

もちろん桑原氏も「校正部の責任も少しはあるうが」と言つて居られるが、少しどころか大いにあるのであつて、新仮名遣ひの場合は、本人のよりはむしろ校正部のそれと言つても過言ではあるまい。従つて印刷された活字面だけで仮名遣ひ誤用の多少を論じてみても始まらないのであつて、自筆原稿に拠つて調査しなければ無意味であることは言ふまでもあるまい。(本稿の初めに掲げた「名古屋タイムズ」所載の拙稿も、原稿と活字面とは相当違つて居り、殊に原稿の「かなづかい」を「ず」にわざ／＼改めてゐ

る)。この意味において、もしも自筆原稿で調査したならば、桑原氏の言はれる「日本の知名文化人においてすら、歴史的かなづかいは正確には用いられるがたくなつてゐる事実」を認めると共に

、「現代かなづかい」を金科玉条としてこれを実践してゐる日本の知名文化人においてすら、歴史的仮名遣ひよりは遙かにやさしいと称せられる「現代かなづかい」が、正確には用ゐられてゐないといふ事實をも、卒直に認めざるを得ないであらう。「現代かなづかい」に対する専門の校正係りの手を経ない一般の広告や掲示、学校や役所からの通知などに、どんなに仮名遣ひの誤りが多いかは、桑原氏もしばく経験されてゐるところであらう。公平に見て、歴史的仮名遣ひが正確に使へる人と「現代かなづかい」が正確に使へる人とは、共に国民の一小部分であつて、大半の人々は新旧取り混ぜのえたいの知れない仮名遣ひでものを書いてゐるのが現状であつて、国語表記法の混乱、今日より甚だしきはないと言はざるを得ないのである。沢柳氏が、

若しも明治以来の出版社、新聞社が、現在かけてゐるだけの手間を厭はずに仮名ちがひを訂して、およそ目に触れる限りの文章は凡て正しい仮名遣ひで書かれてゐるといふ状態になつてゐたとしたら、世界のオルトグラフィイの中でも最も簡単明瞭な国語仮名遣ひを国民全体に行きわたらせるぐらゐのことはそれほどむつかしいことではなかつたと思はれます。いま新仮名の宣伝と流布とに注いである程の熱意を正しい仮名遣ひを正しく教へるといふことに注いでゐて呉れたらこんなことにはならなかつたらうにと返すがへすも殘念です。

と述べて居られるのは全く同感で贅言を要しない。

六

桑原氏の所説についてはまだ論すべき点がいくつか残されてゐるが、要するに氏は、金田一博士の前掲書「現代かなづかいの意義」(国語シリーズ8、文部省発行)を早合点されて立論して居られるやうに見受けられ、論拠すこぶる薄弱である。

そこで最後に、氏が擁護される「現代かなづかい」が、理論上からも實際上からも、はたして妥当か否かについて検討してみることにする。

第一に、「まえがき」の、

一、このかなづかいは、大体現代語音にもとづいて、現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したものである。

といふのを見ると、明らかに表音仮名遣ひを目指したものである。金田一博士は、決して表音的仮名遣ひではないと陳辯に努めて居られ、確かに表音的でない部分もあるが、真意はソシユールの所謂「書の欺瞞的性質」を排除して、発音と文字とを一致させようとする所にあつたことは蔽ふべくもない。然るにそれが徹底的に実行出来なかつたのは、一般の抵抗が強いからであつて、やむを得ず譲歩せざるを得なかつたといふのが、恐らく真相であろう。金田一博士が、

棒引きが前回不評であつて、動天返しになる原因ともなつたものであるので、今回は、棒の代りに、そこをば、オ列のときもうで書くことには、うは、長く引く印のように思われて

いて、目に抵抗が少なく、これなら付いてこられそうに思われるからである。（傍点は筆者がつけた）

と言はれ、また、

大事の前の小事である。実行できない案では、いかに美しくてもなんにもならない。要は実行できる案でなければ、一時強行されても、少しでも無理があると、動天返しになる憂いがある。

そこで委員会も、助詞を元どおりにのこすという妥協案を決定するよりほかにしかたがなかつたようである。

と述べて居られるのを見れば、思ひ半ばに過ぎるものがあらう。ひたすら動天返しを恐れ、国民一般がついて来るか来ないかを常に懸念しつゝ案を決めたといふのは、あまりに政略的であり、一

に金田一博士は、

新かなづかい創始の精神は、新しい時代の国語生活改善の目的であつて、古典をどうしようというのではない。古典は古典としてそのまま鑑賞されるべきものである。ただ、教育者としては、同じ口語体が、新旧2様の書きかたでは、教えるのに困るというかもしれない。昔は、こう書いたのだと、説明してわからうる程度にとどめること、文語の文章に対しても、昔はこう活用したのだと、わかりうる程度に説明しておくのと同じでよいと思う。

とにかく、新かなづかいは、明日の国語のためであつて、古典へ指一本さすつもりのないものであることをまえがきの二が明示したものであることをことわっておく。

のである。ミイラ取りがミイラになつたと評すべきであらう。ところで、動天返しを恐れ、国民がついて来るか来ないかを懸念した不純な結果は、「まえがき」の第二にも明瞭に現れてゐる。

一、このかなづかいは、主として現代文のうち口語体のものに適用する。

これも真意は現代の文語文はもとより古典の仮名遣ひにも等しく適用したいのは山々であるが、それでは国民の非常な抵抗にあひ、うつかりすると動天返しを食ふので、不本意ながら現代文の口語体に限定せざるを得なかつたのであつて、これでは歴史的仮名遣ひと「現代かなづかい」との二つを認めることになり、国民の負担は軽減されるどころか、却つて倍加したことになるのである。これについて金田一博士は、

と述べられてゐる。古典に指一本でも指すと動天返しを食ふ恐れがある。そこで古典を尊重するが如くに見せかけて、実は古典を敬遠してゐることは、右の引用文が有力に物語つてゐる。新仮名遣ひはしつかり身につけさせるが、古典の仮名遣ひは、わかる程度に説明して置けばよいといふのは、明らかに古典の軽視である。新時代の国語生活の改善に志し、明日の国語のために力を尽くすのは結構であるが、目隠しされた馬車馬のやうに、前ばかり見て後をかへり見ないのは、まことに危険である。況んや長い伝統を持つ日本語及びその表記法においてをやである。しかも前に述べたやうに「現代かなづかい」と歴史的仮名遣ひとが五十歩百歩であるとすれば、何を好んで現代文の口語体には前者、その他には後者と、二つの違つた仮名遣ひを規定して、国民の負担を倍加させるのであらうか。長い間使ひ慣れて来て、さほどむつかしいとも思はれない歴史的仮名遣ひ一本では、なぜいけないであらうか。その方がどれだけ国民の負担を軽減し、過去とも誤別せず、正書法の混乱も見ずにするむかわからぬ。のみならず、新仮名遣ひ実施のために降つてわいた不合理な口語文法の問題も解消して、教へる人も習ふ生徒もどれだけ助かるかわからない。

七

さて「現代かなづかい」の「原則」はどうかといふに、これは四類に分けられてゐるが、第一類と第二類以下とは、およそ性質を異なるものである。即ち第一類は旧仮名遣ひの改定をめざしたものであり、第二類以下は表音的仮名遣ひの本則を示したもの

である。ところで第二類以下は、その原則がよいか悪いかは別として、誰が見てもわかるものであるが、第一類の、

1、旧かなづかいの「る、刻、を」は今後「い、え、お」と書く。ただし「本を読む」などの助詞「を」はもとのままとする。

5、オに発音されるふは今後「お」と書く。

といふやうな原則は、いつたい誰のために規定されたのであるか。旧仮名遣ひを知つてゐる者に、かういふ原則を示すことは余計なおせつかいであるが、もしおせつかいでないとすれば、今後はかう改めろといふ独善的押しつけ以外の何物でもないであります。また旧仮名遣ひを知らないものにとつては、チソブンカンブンで全く意味のないものである。およそ仮名遣ひの原則を立てるとなれば、一般国民が直ちにわかるものでなければならぬ。然るに旧仮名遣ひを知つてゐる者にはわかるが、知らない者には何のことかわからぬといふやうな原則はナンセンスである。もしも第一類に掲げられた原則を虚心に読むならば、「現代仮名遣ひ」は歴史的仮名遣ひを知つてゐなければ、使ふことが出来ないといふことを誰れしも感ずるであらうし、旧仮名遣ひを知つて居れば、余計な仮名遣ひを覚える必要はない考へるのが一般である。ところが金田一博士は、われくがさう考へるのを大変な誤解であるとし、

「旧かなで、は、ひ、ふ、べ、ほと書いてワ、イ、ウ、エ、オと発音する語は……」というのは、委員会で、評議にかけた文句である。こう言うことによつて、一瞬にして、どういう語のことか、一般人および専門家に思いあたらせるために言つ語じ

ある。（中略）新かなづかいのすべての条文はみな、そう言って教え子を導けというつもりではなく単に5分か10分間に、

んどの方針を旧かなを知る人々に理解させるための概略なのである。

と説明して居られるが、このやうな樂屋落ちの原則を一般国民に示されたのではたまつたものではない。言ふまでもなく、目的は歴史的仮名遣ひの改定であり、歴史的仮名遣ひを知つてゐる者に対する原則であつて、一般大衆の理解の場外にあるものである。真に一般大衆のためとなれば、よろしく第二類以下と同様に、イの音はい、エの音はえ、オの音はおと書くといふやうな、誰れにでもわかる原則を立てるべきではなかつたであらうか。

今一つ理解に苦しむことは、金田一博士は「こどもへかなづかいを教えるのには、どういうのは、どのかなどなどといふこと無しに、ただ1語1語を、こうつづると教えればよいのであつて」「理屈なしなのである。」と言つて居られ、これはまことに正しい御言葉であるが、然らばオーサカと発音する語を、「おおさか」と書くのと「おうさか」と書くのと「おほさか」と書くのと、どちらがむつかしいであらうかといふことである。またキヨーと発音する語を「きょう」と書くのと「けふ」と書くのと何れがむつかしいかといふことである。仮名遣ひは「理窟なし」に覚えるものである以上、右に挙げた任意の二例は、どれがむつかしくて、どちらがやさしいといふことは、始めて学ぶ者にとつては区別はない筈である。それならば何を好んで平地に波瀾を起こすやうな新仮名遣ひを定めて、国語の表記を混乱させる必要があるであらうか

と言ひたくなるのである。

八

まだ言ひたいことは山ほどある。けれども与へられた紙数も超過したので結論を急ぐことにする。

一、「現代かなづかい」は、多分に政略的なものを含んで居り、学問的基礎の上に立つて制定されたものではないから、多くの矛盾を孕み、不徹底であり、不合理である。

二、「現代かなづかい」は、「わくをはずして、らくにする」とを眼目とするから、もし、誤解して、新しい今一つのわくをはめるもののようにむずかしく思いがめたら、それはまたたく間に不幸である。さうであるが、少なくとも現代文の口語体に対する新しいわくであることは、何人も否定しないであらう。教科書をはじめ公用文や新聞等、すべてこの新しいわくががつちりとはめられてゐる。このため国民は新旧二つのわくをはめられることになり、その言語生活が楽になるどころか、二重の負担に苦しむこととなり、それこそ慮外の不幸を招いてゐるのである。

三、「現代かなづかい」は、歴史的仮名遣ひの改定を目指すのであり、原則の第一類は旧仮名遣ひを知つてゐる者には通じるが、誰れにでもわかるものではない。のみならず、仮名遣ひは原則によつて繰れるといふものではなく、個々の語について具体的にきめるべきであり、理窟なしである。

四、「現代かなづかい」は、互に性質を異にする字音仮名遣ひ

と国語仮名遣ひとを区別してゐないが、これは当然区別して取り扱ふべきであつて、前者は表音的に改めて然るべきであるが、後者はさう簡単には改めがたい。（字音と国語とは密接に関聯する部分があつて、さう簡単に区別しがたいといふ意見がこれまでしば／＼述べられたが、それは原則で事を決めようとするからであつて、個々の語について具体的に決めれば問題はない。）

五、「現代かなづかい」が実施されてから数年を経た今日、それが或程度普及して來た事実は卒直に認めなければならぬ。しかし不備欠点や行き過ぎがあれば、速やかに改むべきであつて、新仮名遣ひを批判する者に対し、徒らに「反動」呼ばはり、「迷執」呼ばはりをしないで、虚心に耳を傾けるべきではなからうか。私は助詞の「を」「は」「へ」がもとのまゝに残されてゐるやうに、最小限度その他の助詞及び活用のある語の語尾で仮名遣ひに關係のあるものなどは、もとのまゝにすべきあると思ふ。

六、国語審議会委員は、日本学術会議会員と同様に、関係方面から全国的に選出して、国語問題の民主的解決を図るべきであるといふことを提言する。

以上卒直に私見を開陳して、桑原氏並びに金田一先生の御批正を仰ぐ次第である。幸ひに御高教を得て、私の考へに誤りがあれば、これを改むるに吝かではない。（もし非礼の言がありましたら、心から御詫びいたします。）